平成２９年（フ）第７６号
福井市西木田２丁目11番18号
債務者　齊藤　麗子
1　決定年月日時　平成29年５月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第５４号
長野県松本市波田467番地３
債務者　奥原　　裕
1　決定年月日時　平成29年５月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第６４号
長野県塩尻市大字洗馬2825番地１
債務者　臼杵　勇治
1　決定年月日時　平成29年５月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第４８５号
名古屋市北区若葉通１丁目15番地の２　カスタリア志賀本通301号
債務者　河原　　孝
1　決定年月日時　平成29年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２５号
福岡県直方市知古２丁目１番11号　レーベンハウスぽぷら201号
債務者　安永　幸代
1　決定年月日時　平成29年５月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２９年（フ）第７号
熊本県玉名郡長洲町大字宮野1280番地２、前住所福岡市東区舞松原１丁目２番23―205号
債務者　大山　貴久
1　決定年月日時　平成29年５月８日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２９年（フ）第１３号
熊本県玉名市岱明町野口2485番地２
債務者　山本　恵美
1　決定年月日時　平成29年５月８日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２９年（フ）第９３号
大分市大字森町961番地の１
債務者　岩開　　愛
1　決定年月日時　平成29年５月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１０３号
大分市金池町２丁目４番１号（森本ビル301）
債務者　三浦　恵子
1　決定年月日時　平成29年５月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１０７号
大分市大道町２丁目７番30号（アンバサダー豊栄505）
債務者　山下　真奈
1　決定年月日時　平成29年５月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第９４号
沖縄県那覇市真嘉比３丁目７番16号　西原方202
債務者　眞榮里奈枝子
1　決定年月日時　平成29年５月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第１０３号
沖縄県豊見城市字高嶺446番地55　豊見城団地市改良住宅Ｂ―203号
債務者　比嘉　勝三
1　決定年月日時　平成29年５月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第２０号
兵庫県宝塚市仁川月見ガ丘11番２号カサミアマンション102号
債務者　柴田　義美
1　決定年月日時　平成29年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第２１号
兵庫県宝塚市仁川月見ガ丘11番２号カサミアマンション102号
債務者　柴田眞理子
1　決定年月日時　平成29年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第１２４号
熊本市南区野田１丁目６番27―603号　ロマーノビル、前住所熊本市南区御幸笛田１丁目９番13―101号　ミユキコーポ101
債務者　高木　成美
1　決定年月日時　平成29年５月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第５０８号
札幌市厚別区大谷地西５丁目２番８号　パスウェイ壱番館Ｓ403号
債務者　須郷　政行
1　決定年月日時　平成29年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第５６１号
札幌市中央区南５条東３丁目３番地１　サンリッチ南５条506号
債務者　帯川　龍大
1　決定年月日時　平成29年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部